

# 第3回議会運営委員会記録

令和元年11月18日

【開催日】 令和元年11月18日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後2時10分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係長	中村潤之介
議事係書記	原田尚枝		

【付議事項】

1 陳情書について

---

午後2時 開会

---

笹木慶之委員長 皆さん、お疲れでございます。それでは、第3回議会運営委員会を開催させていただきます。本日の付議事項であります。陳情書についてということです。これは陳情書の強いて言うならば処理についてということになるかと思いますが、閉会中に陳情書等が出てくるということで、それに対応する手続について、皆さん方と御協議をしたいというふうに思います。実は、申し合わせ事項の115で、請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理するという申し合わせ事項になっております。このことについて、議会運営委員会として、これから、もちろんこ

れまでもずっとやってきたわけでありますが、改めて、新しいメンバーとして、こういう状況についてどのような対応をするのが一番いいのかということをお協議いただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。これについて御意見と申しますか、どのようなお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。では、私のほうから一人一人聞かないと分からないかと思うので。

河野朋子委員 今回の付議事項、この陳情書の取扱いについて、改めて、申し合わせ事項にあることについて協議するということになったその理由ですよね。その辺りを明らかにしていただかないと、突如、これについてどう思うかって言われてもちょっとその議論に入りにくいかなと思いました。

笹木慶之委員長 なぜ、今回のこの議題に出したかと言いますと、いろいろと色々な陳情が出てくる可能性があるわけですよね。そういったことについて、一様に、原則としてということだけをもって次の定例会の中で行うということになるならば、その対応について、適正を欠くようなケースが出てくることもあるやもしれない。これはないかもしれないですけどね。というふうなこともあって、ということが前提です。だから、今現在で、具体論でどうこうということではなしに、いろいろなケースが考えられると思っておりますが、そういったことについて、どのような対応が一番好ましいかということをお、いろいろ意見を聞きたいというのが今回の趣旨であります。ま、大変難しい…うん。

高松秀樹委員 手元に陳情書が今ないので何とも言えないんですが、恐らく委員長が言われるのは、申し合わせでは、次の定例会に調査だということになるんですが、例外的なものがあったらいいのか悪いのかという恐らくお話。でしたら、ちょっと内容を見ての話になるんですが、別に例外を否定するものではないかなという気はしております。

長谷川知司副委員長 申し合わせ事項の中にもありますように、原則としてというふうに書いてありますので、今の高松委員が言われましたように、やはり例外的なものがあってもいいとは思いますが、あくまでもやはり原則で進めるっていうのがセオリーだと思います。

笹木慶之委員長 そこでね、具体例がないのということになろうかと思いますが、例外という考え方ですよ。この尺度の問題ですが、これは一般論として今ここで決めるというわけにはいかないということなんでしょうか。その辺りどうなんでしょうか。何か一つの何かを捉えてね、こういうケースの場合を例外ということで、という決め方もあろうかと思うんですが、それは個別案件として、その都度協議するということなんではないかな。どうなんでしょうか。

高松秀樹委員 難しいところなんですけど、今委員長がおっしゃるのは、前倒しにするっていう意味合いだと思っています。これ、後にするっていうことであれば大きな問題があるんですが、前倒しすることについては、もちろん、例外的にオッケーなんですけど、だからどういう事象の場合にって言われると、個々違う場合があると思っています。その場合、時々によって判断せざるを得ないことなのかなっていう気がしております。

伊場勇委員 陳情の内容によっては、次の定例会についてまでの時間がすごく開いてしまえば、緊急性を持ったものであったり、議会の品位を下げるような、いえ、品位に関わるようなですね、すいません、関わるようなことであれば、前倒しにして議論することは必要じゃないかな。ということで例外といいますか、必要に応じてしっかりここで議論するべきだなというふうに思います。

奥良秀委員 今、皆さん出ている中で、申し合わせ事項の115の中には原則としてということが書いてあるんで、原則として、そのように進めていけばいいと。なおかつ、今、伊場委員が言われたとおり、議会であった

り、議員であったり、そういったところの緊急性があるものに関しては、臨機応變的に取り組んでいけばいいのかなと思っております。

笹木慶之委員長　そうしますと、今皆さん方の意見をまとめてみますと、この申し合わせ115の件については、あくまでも申し合わせ事項の原則ということになっておるので、これについては、いわゆる緊急性等を参酌した中で、例外的な取扱いを必要に応じて講じていくということになるかと思えます。そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）大変スムーズにその取扱いが決まったわけですが、ほかには、特に意見ございませんでしょうか。

中村議会事務局議事係長　今のその判断は、当たり前なんでしょうけど、陳情は議長宛てで恐らく出てくると思うので、議長がその判断に悩まれることも当然あると思うので、それで議会運営委員会に諮問するという形で、最終的には議会運営委員会で判断をされるという認識ということにより良かったでしょうか。ちょっと確認です。

笹木慶之委員長　今、事務局のほうからあえて確認事項がありましたが、もちろん我々は、議長の諮問に基づいて、それに協議をして答申をする、お答えするということになるかと思えますので、もちろんその意を酌んだ中での我々の判断になるかというふうに思えます。もちろんそれについては、あらかじめ議長とは、よくそういった事情について、確認した上で諮っていきたいというふうに思っております。議長、おられますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことでよろしいでしょうか。

小野泰議長　この陳情が出まして、議会運営委員会の正副委員長と協議をしたのは、陳情書の中で、陳情の主文と理由というのがございまして、この11月26日に消防議会が開催されるということもありまして、その辺でどうなのかなということで、そういう話はいたしました。

笹木慶之委員長 今、我々が協議しておるのは、いわゆるこれから起こってくるであろうということの前提論の問題です。だから、そういうものの取扱いについて、今までは、原則論を忠実にある程度守りながら来たということに対して、やはりそれでいいのかなということ、もう一度議運として諮って対応したいということが、今回の議運の趣旨でございます。したがって、今、私が申し上げたのは、事務局のほうで話があったのは、いわゆるそういう案件については、議長のほうからこの当該委員会に諮問されるけれども、それはこの議運で決めるのかということと言われたので、もちろん議運では決めますが、その前に、議長とよく協議した上で、そういった問題になるということの確認ですから、それにとどめておっていただきたいというふうに思います。ということでよろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、では、一応、以上で議会運営委員会を閉じさせていただきます。

---

午後 2 時 1 0 分 散会

---

令和元年（2019 年）11 月 18 日

議会運営委員長 笹木慶之